

平成22年4月5日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 小林 洋子
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年3月19日から平成22年3月25日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/04/05)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年3月19日～3月25日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
大臣官房	5	8	0	1	1	0	15
医政局	0	0	0	0	0	0	0
健康局	0	1	0	0	0	0	1
医薬食品局	0	1	0	0	0	1	2
食品安全部	0	0	0	0	0	0	0
労働基準局	49	78	0	0	0	0	127
職業安定局	146	64	43	0	0	1	254
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	4	6	0	0	0	0	10
社会・援護局	0	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0	0
老健局	0	1	0	0	0	0	1
保険局	0	4	0	0	0	0	4
年金局	0	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0	0
合 計	204	163	43	1	1	2	414

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	87
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	192
法令遵守違反に関するもの	3
その他	132

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	大臣官房地方課
照会先	労働紛争処理業務室 室長補佐 五十嵐 力(内線:7737) 労働紛争係長 本田 真由美(内線:7738)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	5件	8件	0件	1件	1件	0件	15件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	個別労働紛争の「あっせん」の申請人で、被申請人が「不参加」を表明したためにあっせんが打切られたことについて、あっせん制度を変更して、「不参加」の場合でも、あっせん手続きを進められるようにしてほしい。		制度の内容を繰り返し説明した結果、「制度上、不参加の場合には、あっせんを打切らざるを得ない」点についてはご理解をいただきました。 また、制度変更を強く希望されたことを本省に報告する旨、お伝えしました。
2	(個別労働紛争制度のあっせん申請者から)いまの制度では、会社が譲歩しなければ、請求事項は履行されない。あっせん委員が双方の主張の是非を判断し、強制力をもって相手方へ履行させられるようにすべきである。		当該制度は、民事分野のトラブルに関し、双方の歩み寄りによる解決を目指すものであることを説明するとともに、貴重なご意見としてお伺いするとともに、本省へ報告する旨、お伝えしました。
3	労働基準監督署に申告しているが、会社の言っていることは筋が通らず明らかに法律に違反しているのに、回答はただ会社の社長の話を聞いたただけで終わっている。行政指導が不十分ではないか。		該当する労働基準監督署にその旨を伝えることを説明し、ご理解を求めました。 また、労働局企画室から労働基準監督署の担当に苦情があったことと今後の適切な対応を指示しました。
4	個別労働紛争制度のあっせんのパンフレットには、「職場のトラブル解決、労働局がサポートします。気軽に相談を」などと、記されているが紛争当事者の参加義務付けができないような制度のパンフを作成して何の意味があるのか。		紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより紛争の解決を図る制度であることについて、丁寧に説明をいたしました。
5	最初から対応する窓口で相談を受けてほしい。 (色々な問題を含んでいる事案を抱えている相談者の方から)		労働問題を担当する部署は複数あり、お話を聞いた上でなければ適切な部署をご案内できないことをご説明しました。 また、相談者の方が抱える問題を担当する労働基準監督署の窓口へご案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	50歳求職中。年齢的に職が見つからない。キャリアの評価もバラバラである。ある程度の収入がないとローンの返済や通信費で生活がきつい。特に通信費(携帯電話代)で年6万円ぐらいかかる。支払うために働いているようなものである。国はもっと考えないといけない。まともなことは上のほうから改善してもらいたい。景気が悪くなると低所得者にしわ寄せが来る。全体によくなるよう考えて欲しい。		貴重なご意見に感謝を申し上げますとともに、生活就労支援を実施していることを説明し利用を勧め理解を得ました。
7	非常に不安なので、電話させていただきましたが、少々待たせた挙句、名前を名乗っていただけませんでした。どうゆうことでしょうか?(名乗る)必要はない!ってことでした。ここは公的な施設でしょ?ちがいますか?公務員は身分を明かす義務がある!しかし、それを拒否するのは、納得できません。		今回のご意見の内容と併せ、職員に対して、改めて接遇向上に向けて努力するよう指導を行いました。
8	労働局のHPで「様式ダウンロード」「雇用調整助成金関係様式のダウンロード」「様式第14号(1)雇用維持事業主申告書」について、厚生労働省のHPに掲載されている様式と異なる。確認を行い、正しい様式を確認し掲示して欲しい。		ご指摘内容を確認し最新の情報に更新する旨を説明しました。なお、ご指摘の様式は、厚生労働省HPへのリンクにより掲載していますので、厚生労働省担当部局へ確認依頼する旨を説明し、了解をいただきました。
9	労働基準法第34条の規定に関して、8時間を越えて何時間働いても休憩は1時間でよいという解釈はおかしい。連続8時間働いたら休憩を与えられてしかるべきである。労働局職員は労働基準の監督機関の職員として明らかに不合理な規定の改善について上部機関に働きかけを行うべきである。		現状制度を説明し、ご意見は本省へ伝える旨も説明し、ご理解を求めました。
10	(労働局のメールマガジンの登録者から) 早速の配信ありがとうございます。今後もよろしくお願いします。		メールマガジンへの登録に感謝申し上げますとともに、ホームページや労働局だより(広報紙)などその他の情報発信手段にも力を入れていることを説明し、ご利用下さるようお願いしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年3月19日～3月25日受付分

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	夫からのDV・子どもへの虐待、また、それに伴う重度の難聴を持つ子どもの子育てについての相談で保健所に行ったところ、外見や会話等から精神疾患患者と決めつけられ、措置入院完備の精神病院に連れていかれたため、このような保健所の対応に対し、指導してもらえないかということ電話がありました。		保健所の指導については、厚生労働省健康局へ照会していただくよう説明をしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分・監麻課案件)

局課(室)名	医薬食品局
照会先	監視指導・麻薬対策課情報係長 松原(2783)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	件数
政策・制度立案への提言	1件
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
法令遵守違反に関するもの	0件
その他	0件

(国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>〔九州厚生局〕</p> <p>管内にある麻薬診療施設の薬剤師から「平成17年3月31日付薬食発第0331020通知によれば、オーダーリングシステムを用いて院内で薬剤を処方する場合、処方内容が入力された電子データが処方せんとしてみなされ、当該データを電子媒体で保存することで医療法や薬剤師法に規定されている処方せんの保存義務を満たすとされているのに、麻薬に関する処方については当該電子データの保存をもって麻薬及び向精神薬取締法に規定される処方せんの保存と認められないのは何故か。」という照会・要望を受けた県から、当局に対し照会・要望がありました。</p>		<p>県に対し、当該通知には、「院内における処方せんについては、患者に交付しない場合に限って、電子的な作成についても容認される」とあるが、麻薬処方せんについては、麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項において、麻薬施用者の署名又は記名押印が要件とされていることから、電子的な作成が認められていない。よって麻薬処方せんは必ず紙媒体で存在するはずであるので、通常そのまま保存してもらっている。麻薬処方せんを電子媒体で保存するとしたら、紙媒体である麻薬処方せんをスキャナにより電子化して保存することについては認められる旨回答し了解をいただいた。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分・医薬食品局案件)

局課(室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>【関東信越厚生局】</p> <p>(医薬品等の輸入監視関係) 化粧品の税関限りで通関可能な数量の詳細について確認したい。(フェイスマスクの輸入にあたり、相手方からは、通常、フェイスマスクは1枚毎ではなく、まとまった数量を1箱に入れて販売しており、その場合、1箱を1個として数えるべきものではないのかと意見を言われた。)</p>		<p>医薬品等輸入監視要領に基づき、化粧品について税関限りの確認で通関できる数量については、輸入者自身が使用する数量として標準サイズで1品目24個以内である旨を説明し、考え方についてはご理解を得ました。その後、さらに、相手方より個人輸入数量超過の場合の薬監証明の手続きについて照会がありましたので、当方より手続き等についてご説明いたしました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年3月19日～平成22年3月25日

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	49件	78件	0件	0件	0件	0件	127件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	31件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	41件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	54件

(主な国民の皆様の声) 以下記載例(複数行政を例示)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	試用期間3か月として雇った労働者が、所定労働日の半分程度しか出勤せず、無断欠勤も多かったため、試用期間終了日かその数日前に、この労働者に対し電話で契約の終了を告げたところ、この労働者から、解雇予告手当を請求された。 真面目に勤めている人に辞めてもらうのは解雇だと思うが、今回のようなケースが解雇だというのはおかしい。解雇予告手当を支払わなければならないのか。		労働基準法第21条の規定により、試の使用期間中の者であっても、その使用期間が14日を超えた場合は、解雇予告もしくは予告手当の支払が必要であること、及び真面目でないということをもって解雇予告手続きを省略することはできない旨をご説明しました。
2	未払賃金があり監督署が是正勧告しても是正しない場合において、事業主の財産を監督署が差し押さえ、労働者に賃金を代わりに支払う制度を導入するべきだ。税金の滞納や、社会保険料の滞納の場合差し押さえしているのに制度が導入できない訳がない。		監督署では労働基準法に基づく行政指導及び司法処分を行う機関であり、民事上の債権(=賃金)の回収を行う権限は有していないことを説明しました。新制度の導入については、ご意見として承りました。
3	解雇予告除外認定申請に対する認定について、不服審査制度がないのはおかしい。		解雇予告除外認定申請に対する認定は、解雇の効力には影響なく、単なる事実確認行為であるから不服審査の対象とならない旨を説明し、理解を求めました。
4	スーパーに勤めているが、無理矢理店の商品を買わされることがあるので指導してほしい。また、規制する法律がないなら法律を作ってほしい。		労働基準関係法令外の事項であり、監督署として行政上の権限行使はできない旨を説明し、併せて、民事上の労働問題については個別紛争解決援助制度で対応出来ることをお知らせしました。
5	有期契約の雇止めに関しては、離職後の生活を国が保障する制度はないのか。		「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について説明するとともに、雇用保険の受給についてハローワークをご案内し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
6	(保険料を滞納している事業場から)同業者は労働保険に加入していないのになぜうちだけが保険料を払わなければならないのか。		未加入の事業場については、加入勧奨をおこない、未加入事業場の解消に努めていることをご説明し、ご理解頂きました。
7	リスクアセスメントについて、当社では運動エネルギーの大きさ(質量等)に基づきリスクの見積もり等を行っているが、それでよいか。またより多くの実施事例について紹介していただきたい。		リスクアセスメントの場合、運動エネルギー等によると有害物質の暴露等のリスクの見積もりに対応できないことが考えられるため、別の観点から再構築するよう教示するとともに、事例の紹介については貴重なご意見として伺いました。
8	労災の給付申請を行ったが、資料の提出を求められた。給付の申請をすると、色々な書類の提出を求められるが提出の必要があるのか。		労災認定に関する事実関係の調査のため、参考資料の提出を要する旨説明し、理解を得ました。
9	友人が、労働基準監督署に休業補償給付を請求しているが、まだ支給されない。何故、時間がかかっているのか。		休業補償給付の支払いについては、申請書の審査、支払いの手続き及び振込先の金融機関での処理等のため、相当程度期間がかかる(場合によっては1ヶ月程度)事を説明しました。
10	交通事故を起こしたが、相手は労災保険で救済されると聞き、安心していたら、労働局から求償された。労災保険の保険料を取っているはずなのに、なぜこちらに求償されるのか。		賠償責任の所在及び第三者行為災害に係る求償制度について説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 室長 荒牧英雄(内線5735) 広報担当官 和田史絵(内線5682) (直通03 - 3593 - 6241)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	146 件	64 件	43 件	0 件	0 件	1 件	254 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	49 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	140 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	64 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。引き続き求人確保のため努力してまいります。
2	面接に行ったが、全て年齢で断られてしまったので、求人票に募集する人材の年齢を記載するべきだ。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明いたしました。
3	ハローワークに設置されている求人検索機で他都道府県の求人を見ることができない。全都道府県の求人検索ができるよう改善してほしい。		求人検索機はその地域の実情、ニーズに沿って提供する情報の範囲を設定していること、他都道府県の情報提供をご希望の場合は職業相談窓口で提供相談ができることをお伝えし、相談窓口の利用をお願いしました。また、ハローワークインターネットサービスでは全国の求人情報が検索できることをお伝えしました。
4	ハローワークの駐車スペースを広くしてほしい。		誘導員の配置など混雑解消に向けて努力していることを伝えるとともに、予算の制約がある中で駐車場の拡充等に努めていく旨伝え、ご理解いただくようご説明いたしました。
5	ハローワークの求人検索端末の待ち時間が長いので、求人検索装置の台数を増やしてほしい。		ハローワークの規模や利用者数等を勘案し、適切な台数となるように設置している旨ご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
6	ハローワークに電話をしたが、担当部門に回された後で職員が電話になかなか出なかった。		窓口の電話対応の状況を確認するとともに、電話に速やかに出るよう改めて指導を行いました。
7	ハローワークの窓口の職員の対応が悪い。		事実関係を確認するとともに、職員の接遇研修を実施するなど、接遇向上に取り組んでいく旨ご説明いたしました。
8	職業相談、職業紹介を受けようとハローワークに来たが、待ち時間が長い。		待ち時間の短縮を図るため、相談窓口数の増設や専門窓口を作るなどの対応をしています。待ち時間については改善してきているものの、依然として長いとの意見が寄せられておりますので、今後とも待ち時間を短くするため、利用者サービスの向上の取組みを進めていく旨ご説明いたしました。
9	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月間の給付制限がかかるが、3ヶ月間無収入になってしまうので、この制度を見直すべきだ。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明いたしました。
10	求人票の「必要な経験等」について、どの程度の経験を希望するのか具体的に記載してほしい。(具体的な企業名の記載なし。)		求人票の記載内容については、より具体的でわかりやすいものとなるよう求人者をお願いしている旨説明するとともに、不明な点は窓口へ相談いただくようご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年3月19日～3月25日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話 03-3595-3271 FAX 03-3502-6762

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	4	6	0	0	0	0件	10件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	法改正が何度もあり、その都度規定を見直している。規定を簡単に貼り付けて済むような就業規則を作ってほしい。		規定例集を渡すとともに本省HP(規定例を記載)を紹介しました。
2	育児・介護休業法はもともと複雑であるにもかかわらず、今回の改正でさらに複雑となっている。もう少しわかりやすい内容としてほしい。		子育てができる働き方を実現等するための改正であることを説明し、趣旨についてはご理解いただきました。貴重なご意見としていただきました。また、法制度のわかりやすいパンフレットを作成、周知する予定です。
3	中小企業子育て助成金について、採用時に妊娠していたにもかかわらず採用したが、被保険者期間が出産時に10ヶ月であったため、当該助成金の支給要件を満たさなかった。妊娠しているにもかかわらず採用したが、1年未満で代替要員の確保をする等事業主の負担は大きい。特例で支給することとできないのか。		当該助成金の支給要件に該当しない場合は支給できないことを説明し、御理解をいただきました。
4	育児休業給付金の支給要件の詳細について、監督署に問い合わせたところ、雇用均等室を照会された。最初に所管部局を正しく教えて欲しい。		育児休業給付金の概要について説明しました。具体的な案件については所轄のハローワークにお尋ねいただくよう依頼し、理解を得ました。
5	事業所内保育施設設置・運営等助成金について、なぜ助成が受けられないのか。		認定要件について説明し、御理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	雇用契約を結ばず労働させること、求人に年齢制限があること、年金と雇用保険で併給調整が行われること、年金受給年齢が引き上げられていること、等の現状に対しておかしいと感じている。		雇用均等室では回答できない旨を詫言るとともに、各担当機関を紹介しました。
7	レベルアップ助成金について21世紀職業財団地方事務所に問い合わせたところ、当初受給の見込があると回答されたが後日電話したら、支給対象となるのかどうかよく分からない説明だった。4月1日から受給したいと考えていたのにどうかしてほしい。		21世紀職業財団本部に問い合わせをするよう紹介しました。
8	ハローワークやハローワーク以外から紹介された男女共用求人について応募したところ、女性のみでの取扱いを受け、男性である自分は応募できなかった。採用について、性差別がないようにしてほしい。		雇用均等室は、均等法に沿った性差別のない取扱いが行われるよう、事業所等に対し周知・指導を行っていること、ハローワーク取扱い求人についてはハローワークも、事業所に対し周知・指導を行っていること、均等法の指導・援助制度の利用を説明しました。
9	メールアドレスを登録した機会均等推進責任者あて配信されるメールマガジンについて、機会均等推進責任者を変更した際に、自動的に登録者の変更もできるようにしてほしい。		登録先の変更については、登録者のメールアドレス、パスワードを入力する必要があることから、機会均等推進責任者本人に変更を行っていただきたい旨及び変更方法を説明しました。
10	育児休業も大切であるが、児童虐待防止も大切な問題である。子ども手当が給付されれば、ギャンブル等に使う親もいるのではないかと心配である。		今後の施策の改善等の参考意見としてお伺いするとともに、本省に報告し、内容を組織で共有しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	老健局総務課
照会先	企画官 藤原朋子(内線3911) 企画法令係 鈴木敦士(内線3919)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	グループホームの火災を報道で知った。有料介護老人ホームに勤務しているが、入所者9人に対して1人という夜勤職員の配置基準では同様の火災が起こった時にとても対応できない。昼間でも基準を満たす実配置になっていないことが多い。介護事業所に対して抜き打ち検査を実施し、介護現場の実態を見て欲しい。		現在実施している介護事業所指導業務について説明し、ご意見については拝聴した。なお、具体的な事業所についての言及はなかった。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	成松課長補佐(内線3216)

平成22年3月19日～3月25日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	4件	0件	0件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	新聞紙上で柔道整復師の保険請求の際に水増し請求(ねんぎ等の処置を1回しか行っていないにも係わらず複数回処置したこととして請求している場合など。)が横行しているとの記事を見た。また、医療保険の原資も厳しい状況の中で、柔道整復師に係る療養費も多額を占めているということや、柔道整復師に係る療養費制度は、医療がまだ整備されていなかったための補完的な制度だったと聞いた。政権も変わったのだからこの制度を見直してほしい。		貴重なご意見として拝聴いたしました。上司に報告し、関係課所と情報を共有する旨をお伝えしました。
2	地方厚生(支)局のHPに掲載されている保険薬局一覧に管理薬剤師の氏名も掲載されているが、削除できないのか。HPを閲覧した不動産業者より勤務先に氏名指定で勧誘の電話が度々有り困っている。		HP掲載について説明を行い、ご理解をいただきました。
3	審査請求(社会保険庁から通知された「裁定通知書・支給額変更通知書」の老齢基礎年金の振替加算額が、「ねんきんダイヤル」で受けた説明の金額と相違していたことによる不服審査)に係る棄却決定の内容について、社会保険審査官に説明を求めたが、納得の行く説明がなかった。		審査請求に対する棄却の決定は、法律に基づいた正当な内容でした。なお、請求者等への説明については、懇切・丁寧な対応をするよう指示しました。また、「ねんきんダイヤル」を運営する日本年金機構に対し、厚生労働本省を通じ、必要な指導等を行っていきます。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。